処遇改善加算手当(I)の規定

株式会社プロエイド

【内容】

職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善にあてることを目的に創設された加算です。介護、保育、学童(障害サービス)分野でそれぞれ創設されており、各専門職の処遇を改善することを目的とされています。

【算定要件】

- ●キャリアパス要件
 - (I)職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をすること
 - (II) 資質向上のための計画を策定して、研修の実施または研修の機会を設けること
 - (Ⅲ) 経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期 に昇給を判定する仕組みを設けること
- ●職場環境等要件:賃金改善以外の処遇改善の取り組みを実施すること (例)
 - ○資質の向上

働きながら介護福祉士取得を目指すものに対するものに実務者研修受講支援や、 より専門性の高い介護技術を取得しようとするものに対する支援

○労働環境、処遇の改善 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター制度の導入

- ○その他
 - ・障がいを有するものでも働きやすい職場環境構築や勤務シフトの配慮
 - ・非正規職員から正規職員への転換

※これらの要件を満たす取り組みや仕組みを設けていることが必須とされる。

●処遇改善手当について

雇用形態	就業時間 (月)	処遇改善手当額(月額)
正社員	160 時間~176 時間	
	※社内規定による	20,000 円
	※年間 111 日休み	
フルタイムパート	正社員に準ずる勤務時間	20,000 円
扶養範囲外	約 100 時間以上	
	正社員の勤務時間/月	10,000 円
	より少ない時間	
扶養範囲内	上記以下	
	月の労働時間が 60 時間以上	5,000 円
	または	
	月の労働日数が 16 日以上	

●支給対象者

234		
介護部門	介護福祉士	
	ヘルパー資格取得者	
	実務者研修	
	初任者研修	
	看護師・PT・OT・ST など	
	無資格者	
保育部門	保育士	
	児童指導員任用資格者	
	子育て支援員研修受講者	
	看護師	
学童部門	児童指導員任用資格者	
	保育士	

●支給要件

- ①処遇改善加算の制度として施行されている期間であること
- ②1月間働いていること ※月途中での採用の場合は、入社月は支給なし ※月途中の退社の場合も支給なし
- ③雇用契約書で決められている就労時間を満たさない場合、実際の就労時間に見合った手当を支給する。
- ④部門間での異動があった場合、異動先の規定に沿って再度雇用計画書を締結する。